

望月社会保険労務士事務所
代表・特定社会保険労務士 望月 正也

e-mail info@mo-mochizuki.com
tel 029-875-4326 fax 029-875-4371
URL <https://www.mo-mochizuki.com>

さあ、いよいよ今年もテニスシーズンの幕開けです。来週からテニスの4大大会の一つである、全豪オープンテニスが始まります。残念ながら、錦織圭選手は欠場の様ですが、男子では西岡良仁選手、杉田祐一選手、内山靖崇選手がダイレクトインで、伊藤竜馬選手がワイルドカード（錦織選手の代わりかな？）で何と日本人男子4人が本戦出場です。西山選手、杉田選手にはなんとか3回戦まで、内山選手は故障明けなので2回戦まで期待したいと思います。伊藤竜馬選手はメンタルが弱点の様ですが、ツポにはまると爆発的な力を発揮しますので、思い切って勝負に行ってみて欲しいと思っています。勿論、女子では大坂なおみ選手とココ・ガウフ選手に注目ですね！う～ん、来週が待ち遠しい！！

2020年は「未払い残業代対策」が課題の年？

1. セブン・イレブン・ジャパンで未払い残業代問題

皆さんも記憶に新しいと思いますが、昨年12月にセブン・イレブン・ジャパンは、パート・アルバイトの残業代が一部未払いとなっていた件で、永松社長が記者会見で謝罪しました。同社の支払不足額は2012年3月以降分だけで4.9億円（内、遅延損害金 1.1億円）に上り、1人当たり最大280万円（平均は1万6千円）となっていました。

原因は精勤手当や職責手当等、残業代の対象となる手当を含めずに計算していたことにあり、12月15日掲載の東洋経済 ONLINE の記事によれば、「2001年に計算式を変えた際、式に基づいて計算が正しく行われるかという確認はしていた。しかし、人事や労務管理のプロである社会保険労務士によって計算式そのものが正しいか確認された記録はなく、今までミスが放置されていた」ということです。

2. 未払い残業代放置は経営を直撃するダメージになり得ます

この問題により、同社は厳しい批判を浴びせられました。批判は、未払いの発生のみならず、2001年に労働基準監督署の調査が入り、是正勧告等を受けていたにもかかわらず根本的な改善を長年放置していた姿勢にも向けられました。こうした批判は、今後の人材募集にも深刻な影響を与えかねません。

3. 今年4月以降、未払い残業代リスクはさらなる脅威に

昨年12月27日、厚生労働省は、賃金等支払いを請求する権利の時効を現行の2年から原則5年へと延長する方針を固め、4月1日以降、労働基準法が改正される見通しとなりました。

改正法施行後も、当面の間は3年とされる見通しですが、5年経過後に見直し、以降は原則どおり5年とすべきという意見も出されています。

つまり、未払い残業代が発覚した場合でも、これまでは2年分の不足分を支払えばよかったのですが、2倍以上の金額を支払わなければならないこととなります。

4. 残業代が適正に支払われているかチェックを受けましょう

4月1日以降は、時間外労働時間の上限規制も全面施行となるため、残業時間のカウントと残業代の支払いに注意を払う必要があります。

ソフトやクラウドサービスを利用しているから大丈夫と思っても、セブン・イレブン・ジャパンのように計算方式が誤っていて、未払い残業代が発生し続けるといったこともあり得ます。二の舞を踏んで危機に陥らないためにも、一度チェックを受けてみてはいかがでしょうか？